

第4章 外国人住民と共に暮らす 香川づくりのための施策

グローバル化が進展する中で、外国人住民にとって暮らしやすい地域づくりを推進することは、地域の魅力向上、海外との交流や地域産業・経済の振興にもつながります。

ここでは、多文化共生の実現に向けて、今後5年間で取り組む施策を掲げています。

県は、市町や国際交流協会、関係団体等と連携し、積極的に施策の実施を図ってまいります。

1 コミュニケーション支援のための施策

(1) 地域における情報の多言語化による支援

日本語力が十分でない外国人住民が、本県で生活していくうえで必要な行政情報、生活情報等を多言語等により提供する一方で、外国人住民が気軽に相談できる生活相談窓口の利用促進を図るなど、外国人住民のサポート体制の充実に努めます。

①多言語による情報提供の充実

県、市町や国際交流協会では、ホームページなど各種情報を、やさしい日本語での表現を含めて多言語化を図ります。また、市町では、ゴミ出し等の生活情報も多言語化の工夫をするなど、外国人住民に配慮した情報提供を充実します。

②多言語情報ツールの活用

県、市町や国際交流協会では、国や（一財）自治体国際化協会などで既に多言語で作成、提供されている行政・生活情報などを共有し、その積極的な活用を図ります。

③案内標識等の多言語化の推進

県や市町では、国や関係機関との連携を図りながら、公共交通機関、公共施設等の案内標識の多言語化やピクトグラム（絵文字）などを活用したわかりやすい表記の拡充に努めます。

また、「外国人ガイドブック」（県警作成）などで、道路標識などについて多言語で周知を図るなど、外国人住民の安全と住みよい街づくりを目指して取り組みます。

④生活相談窓口の利用促進

県国際交流協会では、外国人住民が本県で生活していくうえで生じるさまざまな問題について気軽に相談できる『外国人住民のための生活相談窓口』を開設しています。今後も、その利用促進を図り、県や、市町、市町の国際交流協会との連携を強め、外国人住民のサポート体制の充実に努めます。

⑤通訳ボランティアの利用促進とスキルアップ

県国際交流協会では、外国人住民が、日本語力が十分でないために生活に必要な情報が得られないといった不利益を被ることのないよう、通訳ボランティア派遣事業の更なる周知

に努め、利用の促進を図ります。また、通訳内容や言語の多様化に対応するため、通訳ボランティアを確保するとともに、研修を実施し、ボランティアの通訳スキルの向上や関連知識の習得を図ります。

⑥外国人住民が多く利用するメディアの活用

県や県国際交流協会では、外国人住民の多くが主な情報の入手手段としているインターネット等を活用し、市町等と連携しながら、多言語によるより効果的な情報提供を図ります。

(2) 日本語及び日本社会に関する学習支援

外国人住民が、日本語でのコミュニケーション能力を身につけるため、日本語の学習機会の幅広い提供に努めるとともに、日本の社会や文化等についての理解を深めていくための支援を行います。

①日本語教室の充実

県内各地に設置されている日本語教室の充実に向けた取組を行うとともに、日本語教室が設置されていない地域における日本語教室の開設を進めます。

②日本語サロンや日本文化等理解ボランティアの活用

県国際交流協会等が実施している日本語サロンや、日本の文化や生活習慣などを紹介する日本文化等理解ボランティア等の派遣事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

③子どものための日本語教室の充実

県国際交流協会では、日本語を母語としないなど外国にルーツをもつ子どもを対象に、日本語指導や教科学習の補助を行うための日本語教室を実施し、その充実と利用の促進を図ります。

④出前講座の実施

県では、技能実習生に対して、香川県の文化、風俗習慣、交通マナーやごみの出し方などの生活ルールを紹介する出前講座を行い、日常生活面での支援を図ります。

2 生活支援のための施策

(1) 居住面における支援

住宅に関する慣習やゴミ出しマニュアル等の多言語での情報提供を推進するなど、外国人住民が安心して暮らせるよう努めます。

①生活に必要な情報のわかりやすい周知方法

市町や国際交流協会では、教育や医療、生活に関わることなど、香川県での生活に必要な情報を多言語で掲載している生活ガイドブックやパンフレットやマイナンバー等の新しいお知らせなどを作成し、窓口での配布やホームページでの公開など、積極的な活用を図ります。

ほかにも、市町の住民課等で諸手続きを行う外国人住民に、県や市町の国際交流協会のホームページや連絡先を周知するなど、県内で居住を開始する際の不安を取り除くよう努めます。

また、県警では、主要な道路交通標識の種類や意味、交通ルールなどを掲載した外国人向けガイドブックを作成し、外国人住民が安心して生活を送るための支援の一助とします。

外国人住民にとって有用な情報は、それぞれのホームページでも閲覧できるほか、県国際交流協会をはじめ関係機関間で相互にリンクするなどして、外国人住民の目にふれやすくなるよう努めます。

②人権法律相談窓口の利用促進

県国際交流協会では、外国人住民のための人権法律相談窓口の周知に努め、利用を促進します。

③地域の外国人住民の通訳等としての活用

県国際交流協会等が行っている生活相談等において、同じ言語を話し、同じような文化的背景を有する外国人住民を通訳等として活用できる体制の充実に努めます。

④公営住宅における入居に係る各種手続きの多言語による情報提供

県や市町では、公営住宅に入居する際に支障のないよう、申込みから入居に至るまでの各種手続き等について、多言語による情報提供に努めます。

(2) 教育面における支援

日本語の指導が必要な児童生徒等に対して、必要に応じて日本語学習の支援を行うとともに、更なる学習支援体制の強化を図ります。また、保護者に対しては、日本の教育制度の理解を図るため、多言語で情報提供します。

①日本語理解増進のための講師等の派遣

県では、日本語の指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対して、それらの児童生徒に対応する教員の配置や日本語指導を行う社会人特別非常勤講師の派遣を行います。また、県国際交流協会では、日本語や教科の学習補助を日本語で行う講師やボランティアの紹介を行います。

②日本語指導のための資料の活用推進

県では、学校生活についてのオリエンテーションや学校生活で日常使用する表現を4か国語（中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語）で作成した日本語指導のための資料「学校へ行こう1、2」の活用を図ります。

③国際理解増進のための講師等の派遣

県では、小学校での外国語活動、小・中・高校での総合的な学習の時間等に社会人特別非常勤講師や国際交流員（CIR）等を派遣することにより、日本語を母国語とする児童生徒に対しても、多文化共生に向けた国際理解教育の推進を図ります。また、市町が招致する小・中学校の外国語指導助手（ALT）も増加してきており、地域の人材の活用もあわせて国際理解教育の推進を働きかけていきます。

さらに、県国際交流協会では、外国の文化等を紹介する国際理解ボランティアを派遣します。

④多言語による就学情報提供

県では、外国人児童生徒の保護者に対し、日本の教育制度の理解を図るため「就学ガイドブック 日本の学校への入学手続き」（2005年4月文部科学省作成）を参考に、教育制度や入学手続き、就学援助制度等について多言語による情報提供を行うよう、市町に働きかけていきます。

⑤外国人児童生徒への支援の充実

県では、「外国人児童生徒受入れの手引き」（平成23年3月文部科学省作成）を参考に、外国人のこどもに就学案内等の徹底、外国人関係行政機関との連携の促進等、外国人児童生徒教育に関する取組の充実を図るよう、市町に働きかけていきます。

⑥国際理解教育指導者の育成

県国際交流協会では、国際理解教育の教材、ワークショップ、実践事例等を紹介するセミナーなどを開催し、教員やNGO関係者等の継続的な実践への意欲の維持・向上を支援し、学校現場等での国際理解教育を促進します。

⑦子どものための日本語教室の充実（再掲）

県国際交流協会では、日本語を母語としないなど外国にルーツをもつ子どもを対象に、

日本語指導や教科学習の補助を行うための日本語教室を実施し、その充実と利用の促進を図ります。

⑧外国人児童生徒に対する進学支援

県では、外国人児童生徒が、高校や大学に進学するときに、日本や香川における入試や受験に関する情報や経済面における修学支援に関する情報等を適切に伝達するなど、本人やその家族の学習面や進学面、経済面からくる不安を解消できるよう努めます。

(3) 労働環境における支援

外国人労働者の労働環境の改善に取り組みます。

①外国人労働者の労働環境の改善

香川労働局が「外国人雇用管理アドバイザー（社会保険労務士）」による各事業所の雇用管理の実態に応じた相談・指導を行っているほか、県では、事業主に対し労働関係法の周知等を行うことにより、外国人労働者の労働環境の改善に努めます。

②生活相談窓口等の広報の充実

県国際交流協会は、さまざまな生活上の問題や就労での悩み、トラブルを抱える外国人住民のための多言語による無料相談（外国人のための人権法律相談及び生活相談）の広報の充実を図ります。

(4) 医療・保健・福祉面における支援

医療・保健・福祉の各分野に共通する外国人支援施策として、多言語での情報提供や通訳のサポートを行います。

①外国語対応可能な医療機関情報の提供

県では、外国人住民が母国語等で受診できる医療機関を検索できるよう、ホームページで多言語に対応可能な医療機関提供の充実を図ります。また、医療費の助成制度など、積極的に周知するよう努めます。

②医療通訳ボランティアの派遣の充実

県や県国際交流協会では、外国人住民が診療時に必要なサービスが得られるよう、通訳等ボランティア派遣事業の更なる周知に努め、利用の促進を図ります。また、通訳ボランティアを確保するとともに、研修を実施し、ボランティアの通訳スキルの向上や関連知識の習得を図ります。

③多言語による年金、保険制度等の周知

県では、国民健康保険や介護保険について、加入や支給申請などの制度やサービスの利

用方法について、市町と連携しながらホームページなどを活用し、多言語での周知に努めます。

(5) 留学生に対する支援

留学生の受入を推進するため、安心して学生生活が送れ、就職活動ができるよう留学生の支援を実施します。

①留学生住宅確保支援制度による支援

県国際交流協会では、留学生を受け入れる香川県内の大学、短大、高専や（社）香川県宅地建物取引業協会などとの連携協力のもとに、留学生が住宅を確保する際、県国際交流協会が連帯保証人となり、より安定した居住環境の中で安心して学生生活を営めるよう支援します。

②留学生の県内就職支援

県は、大学や県内企業との連携を図り、留学生の就職支援を充実させ、県内への定着を目指します。

③ホームビジット制度の積極的な活用

県国際交流協会では、県留学生等国際交流連絡協議会が県内在住の留学生を対象にホームビジット・プログラムを実施する際、同協会のホストファミリー制度に登録している家庭に積極的な受入を呼びかけ、留学生が家族の一員として食事や会話を楽しんだりしながら国際理解や国際交流を深める機会を提供します。

④体験型指導教室の実施

各警察署では、技能実習生受入企業や留学生受入大学等からの要請を受けて、技能実習生や留学生を対象にした「防犯・交通教室」の開催をはじめ、ひったくりや振り込め詐欺等の被害防止、110番や119番のかけ方、自転車の乗り方等について体験型指導教室等を実施します。

⑤日本語サロンや日本文化等理解ボランティアの活用（再掲）

県国際交流協会等が実施している日本語サロンや、日本の文化や生活習慣などを紹介する日本文化等理解ボランティア等の派遣事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

(6) 技能実習生に対する支援

技能実習生が地域社会の中で孤立しないよう、日本語の学習支援をはじめ、地域社会へ受け入れられる仕組みづくりを行います。

①日本語能力向上に向けた取組の支援

県国際交流協会では、技能実習生の日本語能力向上のため、技能実習生を受け入れている企業や組合からの依頼に基づき、日本語指導ボランティアを派遣します。また、地域の日本語教室の情報を提供します。

②情報提供の推進

県では、技能実習生を受け入れている企業や組合を通じて、日本文化や習慣を理解してもらえるよう地元住民との交流事業などの情報提供の充実を図ります。

③コミュニケーション支援と交流の場の提供

県では、技能実習生を受け入れている企業や組合が技能実習生に対して、日本語習得の機会や地元住民との交流の場を提供することができるよう働きかけていきます。

④出前講座の実施（再掲）

県では、技能実習生に対して、香川県の文化、風俗習慣、交通マナーやごみの出し方などの生活ルールを紹介する出前講座を行い、日常生活面での支援を図ります。

⑤体験型指導教室の実施（再掲）

各警察署では、技能実習生受入企業や留学生受入大学等からの要請を受けて、技能実習生や留学生を対象とした「防犯・交通教室」の開催をはじめ、ひったくりや振り込め詐欺等の被害防止、110番や119番のかけ方、自転車の乗り方等について体験型指導教室等を実施します。

3 防災面における支援のための施策

平常時から防災に関する知識の普及・啓発を図るほか、災害時における多言語や「やさしい日本語」での情報提供や避難所生活での多言語対応に努めます。

(1) 防災知識の普及啓発

①多言語による防災ガイドブック等の活用

県では、地震、風水害等災害発生時に備え、多言語またはやさしい日本語で作成した防災に関する準備や心得などを掲載した防災ガイドブックを活用し、外国人住民に対する防災知識の普及啓発に努めます。

また、公助・共助の前にまず自助の備えができるよう、日頃から各々で必要最低限の備蓄を意識するなど、備えの大切さの周知に努めます。

②外国人住民に対する防災知識の普及啓発

県では、外国人住民に対する防災知識の普及啓発を図るため、大地震などの大規模災害時を想定し、通訳ボランティアや地元住民・自主防災組織の協力のもと、外国人住民と一緒に取り組む防災訓練を県内各所で実施します。

③多言語による防災マップの充実

市町では、外国人住民が災害時に速やかに避難できるよう、多言語による地域の防災マップを充実し、避難場所等の周知が図れるよう努めます。

④多言語表示シートの活用

県や県国際交流協会や市町では、(一財)自治体国際化協会作成の多言語表示シートを避難所等に常備し、防災訓練等で利用し、災害時に直ちに活用できるよう努めます。

⑤災害時における外国人住民対応のための市町担当職員研修会の実施

県では、災害時において被災した外国人住民に適切に対応できるよう、関係機関と連携し、外国人住民を災害弱者としないための取組として、各市町や関係団体を対象とした「災害時における外国人の支援対策研修」(ボランティアを対象とした「災害時多言語支援センター」の開設訓練を含む)を実施します。

⑥災害時の外国人住民の所在把握

県では、市町等と連携を図り、防災対策上不可欠である外国人住民の所在情報を可能な限り把握し、災害時の管理体制の充実に努めます。

(2) 災害時の多言語情報提供

①多言語表示シートの活用（再掲）

県や県国際交流協会や市町では、（一財）自治体国際化協会作成の多言語表示シートを避難所等に常備し、防災訓練等で利用し、災害時に直ちに活用できるよう努めます。

②防災情報の発信

県国際交流協会では、災害や避難に関する平常時の備えや防災知識などを、多言語で発信するよう努めます。また、大規模災害が発生した場合には、近県の国際交流協会等の協力を得て、より迅速な情報発信が可能となるよう連携を図ります。

③災害時の支援体制の強化

県や市町では、災害時に多言語による必要な支援が行えるよう、通訳等ボランティア派遣などの体制強化や公的機関や民間団体とのネットワークの構築に努めます。

4 暮らしやすい地域づくりのための施策

(1) 地域社会に対する意識啓発

地域の住民一人ひとりが互いの文化や生活習慣などを尊重し、安全・安心で豊かな生活が営むことができるよう意識啓発やネットワークづくりに努めます。

①外国人住民とのふれあいの場の提供

県や県国際交流協会では、日本人住民と外国人住民が集いふれあう場を提供するために、外国人住民が参加しやすい形で、ものづくり、料理、音楽、スポーツなどのさまざまな活動を取り上げ、交流イベントを開催します。

②ネットワークの整備

県では外国人住民支援を図るため、各市町と連絡会を開催し、県内の連携体制を構築します。

③外国人住民の人権に配慮したまちづくり

県では、外国人住民を対象としたウェブサイト等での悪質な表現などについて、他の自治体、警察や関係機関と緊密に連携し適正な対応に努めるとともに、外国人住民に対する理解を深めるよう各種講座、イベント等を通じて啓発を行うなど、外国人住民の人権に配慮したまちづくりを進めていきます。

(2) 異文化理解力の向上

グローバル化が進み、県民の国際感覚を養うことがこれまで以上に求められる中、外国の文化や言葉、習慣などを知り、県民一人ひとりが国際交流の担い手となることがますます重要になっています。

そのためには、就学前の子どもから高齢者まで、年齢を問わず、学校教育や生涯学習の場において、異文化理解を深めることができる機会を設けるよう積極的な取組が必要です。

I 県民を対象とした取組

県民が国際交流に積極的に取り組むことができるよう、異文化理解を深めることができる機会の充実を図ります。

①国際理解のための講座等の充実

県や県国際交流協会では、独立行政法人国際協力機構（JICA）四国支部との連携も図りながら、県民に国際理解の機会を提供するため、多文化共生や国際協力等についての講座の充実を図ります。

②国際理解増進のための講師等の派遣（一部再掲）

県では、小・中学校・高等学校での総合的な学習の時間や、市町が開催する講座等への

国際交流員（CIR）の派遣などを行います。

また、県国際交流協会では、教育機関や国際交流団体等からの依頼に基づき、外国の文化等を紹介する国際理解ボランティアを派遣します。

③留学生の知識と能力の積極的な活用

留学生の存在は、大学などの活性化にとどまらず、県民の異文化理解やまちの活性化にもつながるため、国際理解を深めるための講師等として登用したり、県民との交流機会を設けるなど、留学生がその能力を発揮できるよう努めていきます。

④ KAGAWA アンバサダーの活用

県では、KAGAWAアンバサダーによる県民に向けたセミナーを開催するなど、KAGAWAアンバサダーに一層の活躍の場を提供するとともに、外国の文化や習慣についての県民の関心を高め、理解を促します。

II 外国人住民を対象とした取組

外国人住民と日本人住民との交流を促進するために、外国人住民が早く県内の生活に慣れ、安心して暮らすことができるよう、行政・生活情報を多言語化し、情報提供を一層充実させるとともに、イベントや講座情報の提供を一層充実させることが必要です。

①多言語情報ツールの活用（再掲）

県、市町や国際交流協会では、国や（一財）自治体国際化協会などで既に多言語で作成、提供されている行政・生活情報などを共有し、その積極的な活用を図ります。

②お役立ち情報の提供

県や県国際交流協会では、外国人住民に県内のイベントや日本語講座などの有益な情報の提供を行うため、ホームページ内容の充実を図るとともに、県の広報誌等のパンフレットなどを送付する登録者の拡充に努めます。

③生活に必要な情報のわかりやすい周知方法（再掲）

市町や国際交流協会では、教育や医療、生活に関わることなど、香川県での生活に必要な情報を多言語で掲載している生活ガイドブックやパンフレットやマイナンバー等の新しいお知らせなどを作成し、窓口での配布やホームページでの公開など、積極的な活用を図ります。

ほかにも、市町の住民課等で諸手続きを行う外国人住民に、県や市町の国際交流協会のホームページや連絡先を周知するなど、県内で居住を開始する際の不安を取り除くよう努めます。

また、県警では、主要な道路交通標識の種類や意味、交通ルールなどを掲載した外国人向けガイドブックを作成し、外国人住民が安心して生活を送るための支援の一助とします。

外国人住民にとって有用な情報は、それぞれのホームページでも閲覧できるほか、県国際交流協会をはじめ関係機関間で相互にリンクするなどして、外国人住民の目にふれやすくなるよう努めます。

(3) 外国人住民の自立と社会参画

外国人住民が、日本人住民との交流会等の場において自らの文化や言語を紹介したり、ボランティア活動など地域での様々な活動に参加することを通じて、日本人住民には異なる文化や言語に触れることができる機会を、外国人住民には意欲や能力を活かすことができる機会を提供できるよう、情報の発信やイベントの実施に努めます。

また、案内標識等の多言語化の推進、多言語による情報提供等を進め、一方では、県政に外国人住民の意見を反映させる仕組みを構築するなど、外国人住民と日本人住民が暮らしやすいまちづくりや外国人住民の社会参画をより一層進めます。

①お役立ち情報の提供（再掲）

県や県国際交流協会では、外国人住民に県内のイベントや日本語講座などの有益な情報の提供を行うため、ホームページ内容の充実を図るとともに、県の広報誌等のパンフレットなどを送付する登録者の拡充に努めます。

②案内標識等の多言語化の推進（再掲）

県や市町では、国や関係機関との連携を図りながら、公共交通機関、公共施設等の案内標識の多言語化やピクトグラム（絵文字）などを活用したわかりやすい表記の拡充に努めます。

また、「外国人ガイドブック」（県警作成）などで、道路標識などについて多言語で周知を図るなど、外国人住民の安全と住みよい街づくりを目指して取り組みます。

③多言語による情報提供の充実（再掲）

県、市町や国際交流協会では、ホームページなど各種情報を、やさしい日本語での表現を含めて多言語化を図ります。また、市町では、ゴミ出し等の生活情報も多言語化の工夫をするなど、外国人住民に配慮した情報提供を充実します。

④県内で開催される国際イベントへの参画

県では、瀬戸内国際芸術祭など県内で開催される国際イベントにおいて、外国人住民が積極的に参画できるように努めます。

⑤県政に外国人住民の意見反映

県では、外国人住民から生の声を聞き、今後のよりよい外国人住民支援の施策づくりに役立てるような仕組みづくりを進めます。

(4) 多文化交流の拠点づくりと交流機会の提供

香川国際交流会館を多文化共生推進の中核的施設として、これまで以上に県民の認知度を高め、外国人住民と日本人住民が交流の機会を増やしていけるよう取り組んでいきます。

そして、県民や関係団体の知識や経験を生かすことができるような仕組みづくりを進め、積極的に連携を図るなど、交流機会の拡大に努めます。

①香川国際交流会館（アイパル香川）の機能強化

県は、香川国際交流会館を多文化共生推進の中核的施設として、情報の受発信、各種ネットワークづくり、国際交流活動の場づくり、国際理解を深める各種イベントの開催など、様々な取組をより一層進め、外国人住民を含む、より多くの県民にとって利用しやすく、事業に参加しやすい場となるよう施設の整備や事業の充実に努めます。

②県国際交流協会と市町（国際交流協会）の連携強化

県では、県国際交流協会と市町（国際交流協会）との連携を強化し、多文化共生推進のためのネットワークを構築するため、県民のニーズ等に関する情報収集及びその共有を図ります。

③外国人住民と日本人住民の交流促進

県では、外国人住民と日本人住民が、互いに相手の国の文化に対する関心や理解を高めることができるよう、地域での行事等への参加を促進したり、県内各地で交流会を開催するなど、交流機会の拡大・拡充に努めます。

一方、留学生の知識と能力の積極的な活用に努め、学校での国際理解講座の講師登用、学校内での交流促進、ボランティア活動の参加案内を行うなど、様々な活動への留学生の積極的な参画を応援します。

また、県国際交流協会が実施する講座やイベントにおいても、引き続き外国人住民と日本人住民が交流できるようなプログラムづくりに努めます。

④関係機関との連携強化による交流機会の拡大

県では、公的機関や民間団体との連携により、国際交流になじみの薄い県民層が身近に参加できる国際交流の場を創出するよう各種会合、イベントや研修会等に外国人住民が参加または自らの文化、言語や習慣などを紹介できるような機会の拡大を図ります。

(5) 外国人住民の事故や犯罪被害等の防止対策

外国人住民に対し、体験型研修や多言語での情報提供を行い、外国人住民が事故や犯罪の被害に遭わないよう努めます。

①多言語や「やさしい日本語」での情報発信

県では、各種パンフレットやメールマガジンの「安全・安心ヨイチメール」等について、多言語または「やさしい日本語」で情報提供に努めます。

②体験型指導教室の実施（再掲）

各警察署では、技能実習生受入組合や留学生受入大学等からの要請を受けて、技能実習生や留学生を対象にした「防犯・交通教室」の開催をはじめ、ひったくりや振り込め詐欺等の被害防止、110番や119番のかけ方、自転車の乗り方について体験型指導教室等を実施します。

(6) 外国人犯罪の防止対策

外国人住民と地域住民のお互いの理解を深め、犯罪発生を防ぐための地域づくりを推進します。

①地域住民の交流促進

県では、不法滞在等の犯罪防止、外国人住民に対する差別や偏見の防止のため、外国人住民を同じ地域の一員として積極的な交流を図り、お互いを理解し合えるよう、関係機関が連携して地域づくりに努めます。

5 外国人住民支援施策推進に向けた体制の整備

(1) 県・市町・国際交流協会の役割

①県の役割

県は、全県的な外国人住民支援施策の方向性を示すとともに、国、(一財)自治体国際化協会等の協力を求めながら、県国際交流協会と連携し、市町を超えた広域にわたる事務や個々の市町での対応が難しい課題等について取り組みます。そして、各関係団体による意見交換の場を設け、各関係団体のつながりを強化し、外国人住民の支援に積極的に取り組む体制を整えていきます。

②市町の役割

市町は、住民にとって最も近い基礎的自治体として外国人住民に行政サービスを提供する主体であり、地域における多文化共生の推進にあたっては、最も重要な主体として位置づけられています。市町においては、地域の実情を踏まえつつ、外国人住民を直接支援する主体としての取組を行います。

③国際交流協会の役割

国際交流協会は、県や市町と連携して、外国人住民に有益な情報の収集・提供、外国人住民に対する相談業務、外国人住民と地元住民の交流事業など、地域のニーズや課題を踏まえた取組の推進を図ることが期待されます。

(2) 地域住民や民間団体・企業・大学等高等教育機関の役割

①地域住民の役割

地域住民は、その地域における多文化共生づくりの主役であり、一人ひとりが相互理解を深めるとともに、お互いの文化や人権を尊重し、外国人住民と共に暮らすという意識を高めることが求められます。

②民間団体（NPO、ボランティア組織など）の役割

民間団体は、それぞれの活動を通じてこれまで培ってきたノウハウ等を活かしながら、行政の手の行き届かない分野での支援を行うなど、草の根レベルで多文化共生を推進することが期待されます。

③企業の役割

外国人労働者を雇用している企業は、労働関係法令を遵守し、企業としての社会的責任を果たすことが求められるとともに、日本語の習得など外国人労働者の日本社会への適応を促進するための取組が期待されます。

④大学等高等教育機関の役割

大学、短期大学や高等専門学校などにおいては、県留学生等国際交流連絡協議会等の組

織も活用し、地元住民への多文化共生の啓発や地域の多文化共生の取組への参画が期待されます。また、留学生の就職支援については、関係団体などと連携した積極的な取組を行うことが期待されます。